

令和4年第5回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

令和4年12月9日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視
9番	河村志信	10番	堀部好秀
11番	鏑本規之	12番	黒田芳弘
13番	臼井悦子	14番	道下和茂
16番	大西徳三郎		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

副市長	大野一彦	教育長	川治秀輝
総務部長	原誠	企画部長	高橋誠
市民環境部長	村澤勲	健康福祉部長	小椋真二
産業建設部長	高木孝人	林政部長	高井和之
上下水道部長	谷口博文	教育委員会 事務局長	青山英治
会計管理者	瀬川清泰		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤睦雄	議会書記	大久保守康
議会書記	後藤謙治		

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

それでは、おはようございます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、本日の会議を市長が欠席されていますので、答弁者が市長となっている質問は副市長に答弁していただくようにいたしますのでよろしくお願いをいたします。

日程第1 一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、一般質問を行います。

14番 道下和茂君の発言を許します。

○14番（道下和茂君）

おはようございます。

久しぶりに朝一番の質問者となり、いささか緊張もいたしておりますが、雪の便りが届く頃となり、寒さが日一日と増してきました。私は子どもの頃から雪の積もらない暖かいところに住みたいと思う願望を持ち続けてまいりましたが、そんな願望を持ちながら年だけ重ねてまいりまして、もう今では終活を考えるような年となってまいりました。

さて、昨今ウクライナの人たちが本当にエネルギーが止まり、暖房もままならない厳しい寒さの中で苦しんでいる姿を報道等で目にいたしまして、本当に日本の平和のありがたさを痛感しておりますのでございます。

今日の質問は、雪に関する問題を行います。よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず1番目に、克雪対策についてでございます。

国は、積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、人口減少や高齢化など様々な要因で生活が困難な状況に直面していることを踏まえ、民生の安定向上に寄与することを目的で豪雪地帯特別措置法が創設されております。今回の改正では、新たに命綱固定アンカーの設置の促進が規定に追加されております。

特別措置法では、根尾地域は恒常的な降雪が見られることから、豪雪地帯に指定をされております。特別措置法では、豪雪地帯においては除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を創設し、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備に取り組む自治体を支援しております。雪害などによる死傷者の減少などにつなげる目

的で、地域における死傷事故の減少に寄与するものについては、地域安全克雪策定事業の普及を推進することにより支援を受けることができます。

全国で過去5年間の豪雪により亡くなられた340人の事故発生状況調査では、屋根の雪下ろし作業などの除雪作業中に282人、75%の方が亡くなられ、その原因別では、屋根からの転落が107人、38%、また年齢別では65歳以上の高齢者が213人、76%となっております。また、新潟県民アンケートによりますと、自宅の雪下ろし作業中の安全装置装着状況では、ヘルメットなど何もつけなかったと回答した人は79%と、10人に8人が安全装備の装着をされておらなかったというデータもあります。安全に対する理解がされていないのが現実かと思われま。

根尾地域では高齢化が顕著であり、危険な作業である雪下ろしや民地の排雪などを行うことが年々困難となりつつあるのが現状でございます。克雪に対する体制整備を図ることで、豪雪地帯に住む住民の安心と安全な暮らしにつながるために、3点についてお聞きをしております。

この質問につきまして、大変紛らわしい質問でございますが、今回の質問は特別措置法による質問は①と③で、方針策定事業、また安全克雪事業でございまして、②におきましては本市の高齢者、障がい者などへの福祉的事業を質問します。紛らわしいかと思っておりますがよろしくお願ひします。

まず1番目でございますが、指定地域においては市町村が事業主体となり、地域安全克雪方針策定事業や安全克雪事業に取り組み、地域における死傷事故の減少に寄与するものについては、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金により支援が受けられます。除排雪などの安全講習会や、墜落防止固定アンカー設置などの普及をするための活動のように、直接的に死傷事故の減少に寄与するものに加え、共助による除排雪体制を配備することで、体力に不安があり、事故リスクの高い高齢者などが除排雪を第三者に依頼しやすい環境を整え、死傷事故の減少につなげる先進技術の導入で、コミュニティ内の少数の担い手で高齢者などの除排雪ニーズに応え、実現性が高く、地域での自立可能な方針策定であれば事業の要件を満たすこととなっており、方針策定費用は経費なども含め10分の10が支援されます。雪下ろし作業中の死傷事故防止のためや、注意喚起の面からも必要な事業かと思ひます。また、全ての家屋が公道に面しているわけではなく、個人の生活道路の除雪や雪下ろしで発生する雪の排雪は、高齢者などにとりハードな作業であることとともに、冬季生活における不安の一つとなっております。雪害により住環境、生活環境の整備を図ることの目的に、死傷事故を未然に防止するためにも、先進事例などを参考にされ、方針の作成に取り組む必要があると考へ、①の地域安全克雪方針策定事業の取組の考へを産業建設部長にお伺ひいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

地域安全克雪方針とは、積雪が甚だしく、人口減少・少子高齢化が進展しており、その結果、除排雪作業中の人命に関わる事故等が高齢者を中心に急増している豪雪地帯において、民地の除排雪

作業時の死傷事故の防止のために、試行的に取組も並行しつつ、地域ぐるみで行う自立を見据えた戦略的な方針として策定することとされており、この方針の策定により、安全克雪対策事業として固定アンカーの設置に関する普及活動、除排雪の自動化、省力化をはじめとした技術の導入のために行う事業などについて支援を受けることができるものでございます。

この地域安全克雪方針の策定には、まず1つ目として、民地の除排雪作業中の死傷事故の防止に向けたものであること、2つ目として、市町村が方針の主体であること、3つ目として、地域住民をはじめとした地域の主体が策定に参画すること、4つ目に、方針に地域現状と将来見込み、地域の将来構想、地域のルール・各主体の取組事項、評価指標について満たすことが要件となっており、この要件を満たすために、全国の事例によれば、地域安全克雪方針の協議会設置要綱等を制定した後、学識経験者、関係機関または関係団体の推薦を受けた者、市職員等から成る策定協議会を設置するとともに、地域住民向けのワークショップ開催や、地域住民の代表である自治会長等による会議を実施することなど、方針の策定に関し様々な取組を行う事例が多く、また方針策定に当たり、県との調整も必要なことから、方針の策定までにはおよそ3年程度の期間が必要であると考えております。

これらのことから、議員御指摘の雪下ろしや民地の除排雪について、迅速かつ効果的に対応するため、地域安全克雪方針の策定による除排雪対策ではなく、社会資本整備総合交付金や過疎債などを活用し、地域に即した事業による対策を検討してまいりたいと考えております。

[14番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○14番（道下和茂君）

再質問でございますが、ただいま部長からの答弁でございますが、確かに方針策定については様々なことを行っていかなくてはならないのと、3年間の期間を要するというところでございます。方針策定はしないが、それに見合った事故防止のための啓蒙活動などを含めて、過疎債や社会資本整備総合交付金を活用し、地域に即した事業で対応をしていくということで理解してよろしいですか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

確かにこの方針策定につきましては、先ほど申しましたとおり3年の期間を要するということがございますので、過疎債等、また社会資本整備総合交付金等を活用して、こちらにつきましては固定アンカー設置についても対象となる事業でございますので、こちらを有効活用しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○14番（道下和茂君）

それでは、②に進みます。

市では、高齢者・障がい者福祉の克雪対策事業で、屋根の雪下ろし作業、またひさし補強補助があります。これまでに制度開始から合計数は、雪下ろしが218回、ひさし補強が55件と聞いております。

雪下ろし作業の依頼先としては、市では事業者などのあっせんを行っていますが、労働安全衛生法によりますと、2メートル以上の高さで行う作業は高所作業となっており、住宅の2階の棟高は約6.6メートルあることから、雪下ろし作業はフルハーネスの安全帯の装着が義務化されております。安全帯を装着し、安全を確保するには、安全帯を結ぶ命綱の一端を固定するために、住宅の屋根に堅固に固定されたアンカーが必要となってまいります。安全帯などの装着は、依頼された側の責任かと思うが、固定アンカーの設置は依頼側が設けておく必要があると考えます。こうしたことから、安全帯の取付けが不十分な住宅では、高齢者などが雪下ろしを依頼できない状況になるのではないかと危惧をいたしております。固定アンカーの設置やひさし補強と同じ効果が期待できるひさし部分を鋼板にふき替える改修や、固定アンカーの設置をメニューに追加することや、年齢制限などの要件の緩和はできないのか、健康福祉部長にお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

高齢者世帯や障がい者世帯、独り親世帯など、福祉的配慮が必要な世帯の冬季生活や身体の安全確保を目的として、本市では平成18年度から、対象世帯に対し本巣市克雪対策事業補助金といたしまして、屋根雪下ろし事業とひさし補強事業の2つの事業に対する補助金を交付しております。

初めに、過去5年の実績でございますが、屋根雪下ろし事業では、平成29年度は交付件数5件で交付額5万4,000円、平成30年度と令和元年度は交付件数ゼロ件、令和2年度は交付件数7件で交付額8万5,000円、令和3年度は交付件数8件で交付額7万4,000円であり、5年間の累計は20件で21万3,000円ございました。また、ひさし補強事業では、平成29年度は交付件数2件で交付額8万1,000円、平成30年度は交付件数2件で交付額10万円、令和元年度は交付件数ゼロ件、令和2年度は交付件数2件で交付額7万1,000円、令和3年度は交付件数1件で交付額1万1,000円であり、5年間の累計は7件で26万3,000円ございました。

次に、現在の克雪対策事業に固定アンカーやひさし部分を鋼板にふき替える事業の追加などの考えにつきましては、雪下ろし作業は大変危険であると認識しておりますが、本市にほかに同様の事

業もごございますので、関係する部局と連携を図り、また地域住民のニーズを踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。

[14番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○14番（道下和茂君）

②について再質問を行います。

産業建設部長は、先ほど地域に即した対策を検討していきますとの答弁でございました。

高齢者などの事業は市内全域を対象といたしておりますが、この事業で豪雪地域においては、現在の補助率の2分の1から3分の2にかさ上げすることや、また労災保険適用事業所でなければ労災保険の補償が受けられません。現在、委託を市が広報であっせんをしてお見えですが、これは建設業者であり、また林業事業体であろうかと思いますが、それぞれが建設業者ですと適用事業所になります。私が調べる範囲では、ほかの林業事業体から派遣されるのではなく、個々で受けておるような事例もあろうかと思いますが、そうした場合にはそういった委託を受ける人がお見えであれば、やはり保険料の助成なども考えていかななくてはならないのかなと思っておりますが、その点についてお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、再質問につきましてお答えをさせていただきます。

議員御提案の数々の見直しの事項につきましても、先ほどの答弁のとおり地域住民のニーズを踏まえながら、関係部局と連携を図って検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○14番（道下和茂君）

それでは、3番に進みます。

安全克雪事業の支援を受けるには、方針策定事業が必ず実施されていることが必要でございます。雪害による死傷事故が最も多い屋根からの墜落防止のため、墜落防止固定アンカーや防止器具、また共助で行う地域コミュニティーなどによる除排雪の効率化のための除雪機の購入資金などに支援が受けられることとなっております。また、方針策定と並行して、試行的に取り組む安全克雪事業についても、2分の1の支援が受けられることとなっております。克雪住宅の改修やアンカーの設置などを行う居住者に対する補助について、社会資本整備総合交付金の活用ができ、死傷事故防止や過疎化の防止にもつながることから、③の安全克雪事業の取組の考えを産業建設部長にお聞き

いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

安全克雪事業には、地域の除排雪体制の整備のために行う事業、高齢者世帯等における除排雪の支援のために行う事業、克雪住宅化、アンカー設置等に関する普及活動のために行う事業など、様々な事業が対象となりますが、この事業では地域安全克雪方針の制定に向けた取組を並行して実施することが条件となっております。また、安全克雪事業を対象とした豪雪地帯安全確保緊急対策交付金では、対象となる装備品として墜落制止用器具、命綱、ヘルメット等が該当するものの、墜落防止アンカーは補助対象外でございます。

先ほどお答えさせていただきましたとおり、地域安全克雪方針の制定には、およそ3年の期間を要することから、市としましては民地の除排雪に対する迅速かつ効果的な対策として、社会資本整備総合交付金や過疎債などを活用し、地域に即した事業による対策を検討してまいりたいと考えております。

[14番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○14番（道下和茂君）

確認させていただきますが、私の質問は墜落防止の固定アンカーの設置や命綱などの除排雪の装備と、コミュニティにおける除排雪の効率化のための除雪機の購入資金でございまして、先ほど答弁いただきましたが、墜落防止アンカーは補助対象外であります。市としましては、迅速かつ効果的な対策として過疎債などを活用し、民地の除排雪に当たるということでしたが、この中には私が質問いたしました事項が含まれると解釈してよろしいですか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

そのとおりでございます。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○14番（道下和茂君）

それでは、大きい2番に進みます。

新庁舎への公共交通のアクセスについてでございます。

新庁舎での業務開始まで、あと1年5か月ほどとなりましたが、市民が公共交通機関を利用されて来庁する場合、路線バスやもとバスによりますが、樽見鉄道を利用する市民もお見えでございます。また、庁舎建設地の選定に当たり、モレラ岐阜駅に比較的近いことも現在の場所が選定された理由の一つでございました。来庁者や通勤・通学の利便性向上と、公共交通機関の本巢市の玄関口として、整備について3点お聞きをいたします。

まず1番ですが、来庁者が樽見鉄道を利用する際に、資料として添付しておきました資料2の図面を見ていただければ分かると思いますが、糸貫西幼稚園の北の踏切を渡る経路となり、約550メートルの距離を迂回することとなり、利便性に欠けることや、高齢者や障がい者には非常に厳しい距離かと考えます。モレラ岐阜駅の南側に、高齢者や障がい者などに配慮したスロープと歩行者専用の踏切を設けることで、現在整備中の庁舎前道路へつなぐ経路となります。踏切を設けることで、距離は約200メートルと大幅に短縮されます。また、利便性の向上を図るために踏切は必要と考えております。

それで、①の来庁者や通勤・通学者の利便性を図るため、踏切を設ける考えを総務部長にお聞きいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原君。

○総務部長（原 誠君）

それでは、来庁者、通勤・通学等の利便性を図るための踏切の設置についてお答えをさせていただきます。

議員が申されましたとおり、樽見鉄道を利用して新庁舎へ来庁される方が樽見鉄道の線路を横断する場合には、東側に位置するモレラ岐阜駅ホームから200メートルほど北に設置されている踏切を渡る必要がございます。

市といたしましても、昨年度、鉄道利用者の利便性向上を図るため、議員御提案のモレラ岐阜駅南側にスロープを設置し、歩行者用踏切を新設するなどの必要性は認識しており、その計画につきまして検討いたしました。多額の費用が必要になることが判明いたしました経緯がございます。本市の財政状況が厳しい中、限られた本市の一般財源で、また多大な投資ができない状況でございまして、新庁舎が開庁した後、利用者の意見などを踏まえ、最少の経費で最大の効果を上げる最も費用対効果の高い手法の検討をしてみたいと考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○14番（道下和茂君）

次に②でございますが、来庁者が樽見鉄道を利用される場合、既存道路には歩道がなく、歩行者

の安全確保が問題でございます。現在整備中の庁舎前道路を樽見鉄道まで延長し、歩道付きの道路改良を行うことで、利便性の向上と安全確保が解決できることから、②の安全確保のための道路改良の考えを産業建設部長にお聞きいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、安全確保のために道路改良の考えについてお答えします。

新庁舎の建設に伴い、新庁舎へ来庁する歩行者や車両の安全確保は非常に重要な課題でございます。

新庁舎の周辺道路につきましては、庁舎整備推進室で庁舎整備と一緒に整備しているところがございますが、庁舎整備推進室で整備できない部分は、アクセス道路等の整備や樽見鉄道周辺の道路整備につきましては、来年度策定を予定しております第3次本巢市道路網計画の中でも十分検討を重ね、駅前広場や新設踏切等の整備計画に合わせて、関係部局と調整をしながら検討してまいりたいと考えております。

[14番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○14番（道下和茂君）

ただいまの答弁で、次年度に策定の第3次本巢市道路網計画に取り入れ、整備をされることを強く期待をしておきます。

それでは③でございますが、現在、通勤・通学で樽見鉄道や乗合バスを利用する場合のモレラ乗合バス停は、店舗を大きく迂回する必要がある、大変利便性に欠けております。また、モレラ岐阜駅待合室には、トイレもない状況でございます。線路敷西側に駅前広場の整備を行い、パーク・アンド・ライドとしての活用を図ることで、通勤・通学の利便性が向上され、樽見鉄道の乗降客の増加にもつながると考えます。

そこで、③の駅前広場を整備し、パーク・アンド・ライドとしての活用の考えを総務部長にお聞きいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原君。

○総務部長（原 誠君）

それでは、駅前広場を整備し、パーク・アンド・ライドとしての活用につきましてお答えをさせていただきます。

パーク・アンド・ライドとして活用できるモレラ岐阜駅西側における駅前広場などの整備につき

ましても、その必要性は認識しております、先ほどお答えさせていただきましたように、ホーム改良及び踏切設置とともに検討いたしました、土地取得費を含め多額の費用が必要となりますことから、本市の財政状況が厳しい中、限られた本市の一般財源で、また多大な投資ができない状況で、今後利用者の意見などを踏まえまして、ホーム改良や踏切の設置と併せまして、最少の経費で最大の効果を上げる最も費用対効果の高い手法の検討をしてみたいと考えております。

[14番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○14番（道下和茂君）

3点ともに関連しておりますので、①と③についてまとめて総務部長にお聞きをいたします。

庁舎が移転した後の付近のまちづくりの整備には、先ほどから申し上げています一帯の区画整理なども視野に置く必要もあろうかと考えます。踏切やパーク・アンド・ライドの整備は、資金的な問題もありますが、将来を見据えた中で区画整理を先行するのか、また駅前広場やホームの改良、踏切の設置を先行し、まちづくりの核とするのか、検討も必要かと思いますが、どのようにお考えかお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を総務部長に求めます。

原君。

○総務部長（原 誠君）

それでは、事業を進める手法として、議員申された区画整理事業または駅前のそういった開発が考えられるということについてお答えさせていただきます。

来庁者、通勤・通学等の利便性を図るための踏切設置、または駅前広場を整備いたしましてパーク・アンド・ライドといった整備をする手法といたしましては、議員が申されました1つには土地区画整理事業、または民間等を活用した駅前開発事業等が考えられますので、どちらの事業が本市にとって最少の経費で最大の効果を上げる最も費用対効果の高い手法であるのか、今後、調査・研究を進めていきたいと考えております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○14番（道下和茂君）

それでは、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（大西徳三郎君）

黒田君。

○12番（黒田芳弘君）

先ほどは不覚にも携帯電話を持ち込んでしまい、着信音が鳴ったことについて深くおわびを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

以後、気をつけていただきたいと思います。

続いて、1番 高橋知子君の発言を許します。

○1番（高橋知子君）

おはようございます。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。主に3つの質問を予定しています。

ちょうど1年前、初めてこちらで一般質問をしたときにも大変緊張しましたが、今も相変わらず緊張しています。ですが、少しずつやはりなじんできてしまうところもあります。いま一度初心を忘れず、何のために議員になったのか、しっかりと思い出し、今日も質問していきたいと思ひます。

1つ目の質問は、本巣市立小・中学校学習用タブレットについてです。

先月、私の子どもが通う小学校の授業参観に行きました。私が参観した時間の教科は生活で、テーマは秋見つけでした。事前の宿題で秋を感じる写真をタブレットに撮影することになっており、当日はその写真を黒板前のスクリーンに各自映し、写真を見せながら、どんなところに秋を感じたか、撮影した場所、そのときの気持ちや様子などを発表するというとても面白い授業でした。

授業が始まる前、子どもたちは各自タブレットを自分の机に置いて準備し、早くみんなに発表をしたい、自分の取って置きの写真を見せるんだというそわそわ、わくわくする気持ちにあふれていました。

ところが、私の子どもの机の上にはタブレットはありません。なぜでしょう。タブレットが故障していたからです。前の週に撮影のためにタブレットを持って帰って来ていましたが、いざ撮影しようとしたら電源をつけても画面は真っ暗なまま、比較的機器に慣れている家族が操作しても分からず、故障したとのことでした。修理に出しているため、息子のタブレットはありませんでした。

この宿題をやる前、子どもはとても楽しそうにタブレットを持って帰ってきました。あそこに行ったら秋がいっぱいありそう、〇〇を撮ろうと大変意気込んでいました。ところが、タブレットが使えず、とても落胆しました。先生と相談して、秋を絵で描いて発表することになったそうです。その切替えは大変すばらしいものでしたが、やはり当日、写真をタブレットで発表している子どもたちとはテンションが違いました。私の子どものほかにももう一人、タブレットではなく絵の発表の子がいました。その子はふだん、クラスで一番元気があるくらいの子でしたが、その時間はさすがにいつもの覇気が感じられませんでした。

授業参観の後、学級懇談会があり、タブレットの話になりました。すると、タブレットの写真を発表した子の中に、本当は土・日に秋の写真をたくさん撮ったのに、月曜日に学校で電源を入れたらタブレットが故障し、修理に出したら土・日に撮った画像が全て消えてしまい、今朝近所の写真を適当に撮ったという子がいたことが分かりました。土・日に頑張って撮影していたのに、本当に残念だったと、子どもも保護者の方もおっしゃっていました。

そのクラスは12人のクラスです。12人中2人のタブレットが故障して、もう1人の子どもも数日前に故障していたということです。12分の3、この確率をどう思われますか。

このようなことが日常的に起こっています。そのほかにも、本巢市のタブレットについては、今までに保護者の方々からたくさんの御意見をお聞きしています。本巢市の小・中学生に配付されているタブレットは、iPad等の薄いタイプのタブレットとは異なり、ノートパソコンに近いタイプのもので、本体が重く、特に小学生の持ち運びには不向きだということ、先ほどお話ししたとおり、今現在故障等の不具合が多発していること、そして、そもそもの処理速度が大変遅く、その都度児童・生徒の学習や教師の進行を阻害する現状があること、授業参観の際も立ち上がりの時間や画面にタッチしてから反応するまでの時間が、これはいつの時代のものかと思うほどの遅さでした。20年前なら普通だったのかもしれませんが、今の子どもたちはスマホやタブレットなど、さくさく動くのが当たり前の環境にいる子どもたちです。待ち切れずに反応途中の画面にまたタッチして、さらに速度が遅くなるという悪循環を繰り返していました。そのたびに教師や児童の作業が止まります。

また、タブレットの持ち帰りですが、現状多くの家庭が、タブレットを家に持って帰ってくるのは家で充電するためと思っています。このことについては、以前教育委員会の方ともお話しして、充電は学校でもできる、持ち帰っているのはあくまで家庭で使用するためと回答をいただきました。しかし、まだ家庭がこのように思っているということは、つまり家庭で子どもたちがタブレットを使用していないということです。使わずに充電だけしているので、充電しに持って帰っていると思われると思います。このように、重いから充電のために毎日持って帰らせるのをやめてほしいという御意見もあれば、基本家にずうっと置きっ放しで、授業でタブレットを使うときだけ持っていっている、授業でタブレットを使うことなどめったにないという御意見もあります。学年、学校にもよるでしょうが、本当に使用状況が様々です。

家にタブレットを持って帰ってくると、学校を休んでもオンラインで授業を受けられるというメリットがあります。今は喉が痛い程度の風邪症状があれば、体が元気でも学校を欠席する必要があるため、個人の欠席回数は増えています。そういった元気なのに学校を休んでいる子どもたちにとって、オンライン授業はある程度必要です。ただ、このオンライン授業、学校間、また担任の先生の実績により、その実施回数や内容に非常に差があるのが現状です。欠席連絡を入れれば、その日すぐにオンライン授業をやってくれるところ、やっても一、二時間だけのところ、全くやらないところ。授業をやっている様子をただ画面に映すだけで、オンラインの子どもはほったらかしな授業、オンラインの子どもも出席の生徒と同等に発言を促したり、様子を確認したりする授業。岐阜市のように小学校低学年でもオンライン授業を体育とか音楽とかの特別教科を除いて算数と国語でみっちり1日5時間入れるところもあります。数が多ければいいわけでは決していいわけではないと思いますし、学校間で差があっても全く問題ないと思いますが、何かその学校のオンライン授業の体制の基準みたいなものが示されると、子どもも保護者も安心するかと思います。

環境のことに話を戻すと、オンライン授業での学習環境は、決していいものとは言えません。授

業途中のフリーズ、途中で通信が途絶える、時間どおりに入ろうとしても入れないなどあります。

そこで、1つ目の質問です。

教育委員会としては、現在のタブレットの使用状況はどのようになっているか、どのように現状を見ていらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山君。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、現在のタブレットの使用状況についてお答えさせていただきます。

児童・生徒に1人1台のタブレット端末を整備されたことにより、授業における様々な場面で現在活用されております。

1つ目として、コロナ禍において自宅待機を余儀なくされている子どもたちと教室とをつなぐオンライン授業として活用しています。

2つ目は、日常の授業での活用です。インターネットを使って自分で調べる場面、学級の仲間と意見を交換する場面、自分の考えをまとめ、発表する場面において活用されています。

3つ目は、校外のゲストティーチャーと児童・生徒とをつなぎ、より専門的な教科の学習を進めたり、総合的な学習の時間の探究学習の場面で活用しています。例えば、根尾学園では、昨年度から交流のある長崎県壱岐市の小学生とオンラインでつながり、ふるさと自慢を英会話で行ったり、外山小学校では、オリジナル葉草入浴剤を作成するために、滋賀県にお住まいの葉草名人の方とオンラインにより疑問に思ったことや悩んでいることなどを質問しました。

また、家庭においては、小学校高学年以上になりますと、ほぼ毎日タブレットを持ち帰っている状況で、eライブラリなどの学習用ソフトを使ったドリル学習や、教科の調べ学習、自主学習等に活用しています。

使用頻度としましては、市内小学校の6年生で、ほぼ毎日使用している割合が31.2%、中学校の2年生では46%となっています。中学校2年生においては、割合が全国平均と変わらないのですが、小学校の平均についてはやや低く、学校差が大きいことが分かりました。例えば、本巢小学校などではほぼ毎日使用が50%なのに対して、低い学校では約20%となっています。

また、校内で一斉にネットワーク接続する場合の遅延が発生するといったトラブルが起こることもあります。

今後は、タブレットの積極的な活用に向けて、先進的に活用している学校に研修に行く機会を増やし、教育委員会としても授業中の有効的なアプリ活用や、タブレット操作の支援などをさらに進めていくとともに、ネットワーク接続の遅延課題につきましては、今後早急に対応していきます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

今御紹介があったように、タブレットを使用した授業自体は大変すばらしいと思います。遅延のことも、これから対応してくださるということで、今の状態が少しでもよくなればいいなというふうに思います。

今、本当に御紹介いただきましたように、今までできなかった新しい授業スタイルがタブレットではできています。また子どもの話になりますが、国語の授業で「友達」というお話の朗読劇をグループごとに行ったものをタブレットで撮影し、その映像を自分たちで見ながら改善点を話し合い、グループごとに劇の質を上げて、最後にみんなの前で発表するという授業を行っていました。授業参観ではありませんが、持って帰ってきたタブレットで家族もその朗読劇を見ることができました。親はその感想を手紙に書いて、子どもは学校に持っていきました。こういったことができたり、また遠くの方とつながれたり、本当に楽しいだろうなというふうに思います。

以前拝見させていただいた生徒会サミットの中での各中学校の取組の発表でも、中学生たちがタブレットを使いこなし、大人顔負けの発表をしており、時代は変わったなということを実感しました。また、サミットでは、最後にグループごとにSDGsの取組で、今後本巢市で実践できそうなことを話し合い、発表していましたが、ほとんどのグループでタブレットの使用頻度を高め、ペーパーレスに取り組むことを上げていました。このように、今後もいろいろな可能性にあふれるタブレットであり、子どもたちももっと有効に活用したいと願っています。

しかし、現状は先ほどお話ししたとおり、今のタブレットは子どもたちの教育現場が求める環境に不十分に思えます。

そこで質問です。

現在のタブレットが更新される御予定はありますか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山君。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、現在のタブレットが更新される予定についてお答えさせていただきます。

本市における現在活用している機種選定に当たっては、令和元年12月に文部科学省が出されたGIGAスクール構想の実現標準仕様書に基づき、それまで市内小・中学校で使用してきたパソコン教室のパソコンから、1人1台のタブレット型パソコンへの購入を国の補助を受けて総額2億円規模で小学校に1,813台、中学校に1,113台を整備いたしました。購入した機種は、1.5キログラムの国の基準値以下であるものの、他の機種に比べて少し重たい1.1キログラムとなりますが、タブレットとして脱着可能で、頑丈なキーボードがついている機種としています。

既にスマートフォンやタブレットなどを使用している市内の中学生に、この機種についてアンケートを取ったところ、90%以上の生徒が「使いやすい」と答え、「キーボードが附属して入力

などがスムーズにできる」「ワード、エクセルなどのオフィスがパソコンと同じ要領で操作できる」といったメリットも感じています。今後はこの機種を活用して、動画の編集、プログラミングにも挑戦したいと考えている生徒もいます。

また、現在この機種を使い始めて2年ほどになりますが、不可抗力による落下破損など、物理的な破損はこれまでに186件発生しておりますが、この間は児童・生徒数が毎年100名程度の減少により、在庫となった機械との交換で対応できております。

しかしながら、5年から6年と言われる機種の耐用年数が令和7年度以降到来することを考えますと、2億数千円円の財政負担が必要となります。今後は、本事業が国の施策に基づいて始まったことを踏まえ、更新に係る経費についても国の財政支援を要望していくとともに、単年度に集中した財政負担とならないよう、令和8年度から計画的に更新していくことも検討していきたいと考えております。また、タブレット端末の更新につきましては、機種面、児童・生徒の使いやすさなどを総合的に判断して選定していきたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

先日、議員4名で国会議員の方々に陳情に行き、タブレット更新のことも要望してきました。もうそんな時期かと驚いてみえる方もいらっしゃいましたが、皆さん、それは必要なことだとおっしゃっていました。

子どもたちの潜在的な能力は、どの子ども本当に素晴らしいもので、それらをうまく引き出し、思う存分発揮させ、子ども自身に自分の能力に自信を持たせるということは言うまでもなく大切なことで、それにはやはり環境も非常に重要です。子どもたちの輝かしい未来への先行投資ができるように、議員としてできることを私たちも頑張りたいと思いますし、市のほうでも前向きに検討してくださいということで、実現に向けて動いていただきたいと思います。

それでは、大きな質問2つ目に移ります。

子どもに関する総合的な窓口の開設について質問いたします。

昨日の一般質問でも上がりました2023年4月に設置される予定のこども家庭庁は、これまで文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁などが所管していた子どもを取り巻く行政事務を集約することを目的としています。

このばらばらな感じは、市の部署にも当てはまります。総合窓口には、担当する職員の幅広い業務の知識が必要となりますが、業務の効率化が図れ、何より市民の満足度の向上がメリットとなります。他の自治体において、総合窓口の事例には様々なものがありますが、子育てに関する市民の手続や困り事を、そこに行けば対応してくれるという安心感で、子育ての煩わしい部分を少しでも解消したい、子育てしている人たちに少しでも寄り添いたい、本当に子育てを応援したいという市の姿勢を分かりやすく市民に見せてほしいです。

本巢市は、今現在では担当部署がある庁舎も、庁舎の場所すらばらばらで、今すぐは難しいことかもしれませんが、令和6年の新庁舎開設後には、ぜひ子育てがしやすいまちの看板事業として、子どもに関する総合的な窓口、いわゆるワンストップ窓口の開設を要望したく質問します。

新庁舎に子どもの総合的な窓口を開設できないでしょうか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を大野副市長に求めます。

大野君。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

現在、国では常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に捉えて、子どもの視点で子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔として、新たな行政組織であるこども家庭庁を令和5年4月1日より内閣府の外局として設置されるものでございます。

このこども家庭庁の創設により、子どもと家庭の福祉・保健、その他の支援や、子どもの権利利益の擁護を一元化するとともに、年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援の実現、就学前の育ちの格差是正、子ども・子育ての当事者の視点に立った政策の実現を目指し、これまで各府省庁で担われてきた事務の一部をこども家庭庁に移管し、さらには司令塔機能を一元化することで、子ども政策全体のリーダーとして、これまでになかった課題や対応が十分でなかった課題などに取り組んでいくとされております。

本市におきましても、妊娠前をはじめ、妊娠期から産後、5歳までの乳幼児期、6歳以降の学齢期などの各ステージにおいて、母子保健事業などを健康増進課で、児童虐待、障がい児支援や子育て関連支援給付などの児童福祉事業は福祉敬愛課で、幼児教育や子どもの居場所づくりである留守家庭教室の運営などは教育委員会の幼児教育課でそれぞれ所管し、支援を行っているところでございます。

なお、本年4月1日には、専門的知識を持った子ども家庭支援員などを配置し、特に要支援児童や要保護児童等への児童福祉事業の強化を図る子ども家庭総合支援センターを福祉敬愛課と各保健センター窓口を設置しており、こども家庭庁が目指す既存の各保健センターを窓口とした母子保健事業の強化を図る子育て世代包括支援センターとの一体化を見据え、先行して横断的な切れ目のない支援に取り組んでいるところであり、児童福祉・母子保健事業の総合的な窓口として機能しているものと考えております。

また、各課で受けた相談などに対しましては、それぞれの事案に対応できるよう、中心となる課が事案ごとに関係機関を招集したケース会議などを開き、ワンストップで対応ができるよう各課の横の連携を密に、包括的な支援事業を進めているところでございます。

議員御質問の新庁舎に子どもの総合的な窓口を開設できないかということでございますが、新庁

舎完成後におきましては、庁舎が一つになることにより、今まで以上に関係部署の距離が短くなり、連携が図りやすい環境となりますことから、今までの取組をしっかりと継続するとともに、相談にお越しになられた方をできる限り動かさないワンストップ窓口化の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子君。

○1 番（高橋知子君）

ぜひ、分かりやすい窓口をよろしく願いいたします。

先ほど、こども家庭庁開設の話をしました。6月に当時こども政策担当大臣であった野田聖子議員が、こどもまんなか社会の実現に向けて、全国の地方自治体首長の皆様へと題してメッセージが送られています。そのメッセージを一部抜粋させていただくと、「私はこども政策担当大臣として、こどもをめぐる様々な課題に適切に対応するために、常にこどもの視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現することが必要であると考え、日々取り組んでおります。改めて申し上げるまでもなく、こども政策の推進は国だけでできるものではありません。こども政策の具体の実施を担っていただいているのは地方自治体であり、国と地方自治体の連携が必要不可欠です。また、各自治体におけるこども政策担当部局の組織・体制については、それぞれの地域の実情等に応じて各自治体で検討・整備していただくものですが、こども政策に関わる部局間の連携、とりわけ首長部局と教育委員会の連携は今後ますます重要になってくると考えています。今後、こども家庭庁においては、こうした連携の先進事例等も発信・共有してまいりますので、是非御活用ください。」とあります。

先ほど総合窓口の質問をしました。やはり国の体制がこのようになったことに合わせて、自治体でもこども家庭庁に対応する部署が必要ではないでしょうか。

そこで、2つ目の質問です。

国のこども家庭庁に当たるような課を本巢市にもつけれないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を大野副市長に求めます。

大野君。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

議員御質問のこども家庭庁に当たるような課の設置についてでございますが、まず令和5年度に創設されるこども家庭庁の国の予算概算要求時における資料によりますと、4つの主要事項として、第1に「こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行」、第2に「結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服」、第3に「全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する」、第4に「生育環境にかかわらず誰一人取

り残すことなく健やかな成長を保障する」を掲げ、安定財源の確保や、複数年度で戦略的に考える、初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの問題に横断的に取り組むなどの基本姿勢も示されておりますが、国の組織体制と地方公共団体の組織とのつながりなどが今後どうなっていくのか、まだまだその全体像がつかめない状況でございます。

また、この4つの主要事項につきましては、さきの御質問で御答弁させていただきましたが、健康福祉部の福祉敬愛課や健康増進課、教育委員会の幼児教育課などがそれぞれの立場でその役割を担っているところであり、こども家庭庁が求める支援（制度）に対し、現組織体制における様々な課題も出てくると思われますので、そうした場合にどういった体制で進めていくことが子どもたちの将来に向けて最善になるのか、議員の申されますような課の設置につきましては、その時期も含め、必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、支援を求める児童（家庭）にしっかりと対応していくことが重要であり、次世代の本巣市を担う子どもたちが将来にわたって健やかで安全・安心に成長が送れるよう、年齢や制度の壁に阻まれることのない、切れ目のない支援にこれからも取り組んでいくことが重要であると考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

新庁舎が完成するまでにはまだ時間もありますので、来年度のこども家庭庁の様子を見て、子ども真ん中で判断していただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

では、最後に少子化について質問いたします。

私は、少子化の前に「危機的な」とつけました。昨日の一般質問で黒田議員もおっしゃっていましたが、本当に危機的だと思うからです。現状についても、昨日いただいた資料にもありましたが、改めて言わせていただきます。

本巣市の子どもの出生数は、合併直後は毎年300人前後だったのに対し、現在は200人を切り、2019年度178人、2020年度166人、2021年度155人という大変危機的な減少が続いています。コロナの影響はもちろんあるでしょうが、コロナは2020年からですからコロナのせいだけではありません。少子化は日本全国で30年以上も前から危惧され、本巣市でも現在進行形で対策されていますが、現実はこれです。これを仕方のないこととし、このままの少子化対策を続けるか、本当に実人数が改善するよう、もう一度根本から見直して、いま一度新しい少子化対策を実行していくか、今が勝負のときだと思います。少子化対策に成功している市町は全国に幾つかありますが、そのような市町の政策を取り入れられるものは取り入れ、本巣市ならではの取組を全部署を挙げて組織的に少子化対策に取り組むべきと考え、質問いたします。

市の少子化の現状に対しどのようにお考えですか、お聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に代わりまして大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、市長に代わりましてお答えをさせていただきます。

少子化の進行は、結婚や妊娠、出産など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されるものである一方、高齢化の進行と相まった人口構造の変化は我が国の社会経済システムにも深く影響し、経済社会の持続可能性を危うくするという点で大きな社会的課題となっており、まさに静かなる有事とも言われる状況下にあります。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行が、結婚、妊娠・出産、子育ての当事者に対し多大な影響を与え、特にコロナ禍の生活による先行き不安から妊娠・出産の先送りが起こり、それが産み控えとなって出生率の低下に拍車をかけたとも考えられており、少子化が一層進行していくことが懸念されております。

2021年の全国の出生数が約81万人と過去最低となる厳しい状況下、本市での少子化の現状につきましても、これは人口動態統計でございますけれども、この人口動態統計によりますと、出生数は平成23年では271人、令和2年では163人と過去最低となっており、10年間で108人の減少となっている現状からも、議員のお考えと同様に、少子化は喫緊の課題であるとの危機意識を持っており、社会全体で少子化対策を大胆に強力に進めていかなければならないと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

本当に、10年間で100人も減少しているなんて驚きです。今後、幼稚園や学校など、様々なところで影響が出てくるかと思えます。本当に早急に対策する必要がありますし、この危機的状況をコロナのせいだけにせず、市民の皆様にも広く周知するべきかと思えます。

そこで、次の質問です。

こども家庭庁も来年度推進する地域の実情や課題に応じた少子化対策の地域少子化対策重点推進交付金の活用はできますか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に代わりまして大野副市長に求めます。

大野君。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

内閣府子ども・子育て本部の事業であります地域少子化対策重点推進交付金につきましては、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援のため、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の

先駆的な取組を行う地方公共団体を支援することで、地域における少子化対策の推進に資することを目的とした交付金でございます。

この地域少子化対策重点推進交付金には、地域少子化対策重点推進事業と結婚新生活支援事業の大きく2つの事業がございますが、まず地域少子化対策重点推進事業につきましては、自治体間連携を伴う広域的な結婚支援等の取組といたしまして、本市が令和3年度から婚活サポート事業として参画しております岐阜県結婚支援事業ぎふマリッジサポートセンターのぎふ広域結婚相談事業支援ネットワークが、平成28年度に本事業の採択を受け、実施主体である県がネットワークのシステム構築やシステム改修など、現在まで交付金を活用しながら事業推進に努めております。

次に、結婚新生活支援事業でございますが、本市では平成29年度から実施しており、現在も交付金を活用しながら、結婚に伴う新生活スタートアップに係るコストの軽減を目的に、新婚世帯を対象として、家賃や引っ越し費用などを補助する取組を推進しているところでございます。

なお、今後につきましては、国、県、近隣自治体の動向、また全国の先進自治体を実施する事業を参考にしながら、地域少子化対策重点推進交付金の活用を検討してまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

本巣市では、主に婚活にこちらの交付金を活用されているということですので、今後も効果があるものは継続していただき、この交付金は妊娠・出産・子育てに温かい社会づくりにも活用できますので、ぜひ活用していただきたいと思います。

そういったことも含めまして、最後の質問です。

本巣市の来年度以降の出生数を増やすために、新しい政策はありますか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に代わりまして大野副市長に求めます。

大野君。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

令和2年5月に閣議決定がなされました少子化社会対策大綱では、少子化の主な原因としまして、未婚化、晩婚化、配偶者の出生率の低下を上げており、少子化の進行は社会経済に多大な影響を及ぼすとされ、国の主な取組の柱といたしましては、結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立支援、地域・社会における子育て支援、経済的支援の5つの項目を上げております。

本市といたしましても、令和2年3月に当時の子ども大切課におきまして、第2期本巣市子ども・子育て支援事業計画を策定し、国の施策に同調した取組を展開しているところでございます。

主な事業といたしましては、結婚支援では婚活サポート事業を、妊娠・出産への支援では一般不妊治療費助成事業など、仕事と子育ての両立支援では延長保育事業、預かり保育事業など、地域・

社会における子育て支援では留守家庭教室事業、地域子育て支援拠点事業など、最後に5点目の経済的支援では出産祝金事業、小・中学校給食費助成事業などを実施してまいりました。

今後の新しい政策といたしましては、厚生労働省では出産・子育て応援交付金事業を進めており、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実と、その実効性をより高めるための経済的支援として、妊娠届や出産届を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や、子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、合計で10万円相当を支援する出産・子育て応援ギフトを一体として実施する事業が創設されております。

本市といたしましても、全ての妊産婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができることから、この出産・子育て応援交付金事業を大いに活用していく所存でございますので、速やかに事業実施に向けてしっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

昨日の今枝議員の一般質問でもございましたが、出産・子育て給付金事業を速やかに活用して動いてくださるということなので、感謝いたします。

このこと以外にも新しくやっていただきたいという思いで、再質問いたします。

出生数を増やすには何をやったらいいのかも、昨日の黒田議員の一般質問でも幾つかの御提案がありました。私が考える出生数を増やすためにやりたいことも山のようにありますが、時間の関係上、今日は3つだけ提案させていただきます。特に、今までやってきたものや御提案されたものとは違うものを言います。

まず1つ目は、体に関する知識を伝えること、教育です。

私は33歳で岐阜県職員を退職しました。不妊治療に専念するためです。なぜ33歳で辞めたかといったら、昨日の黒田議員の資料22ページにもありましたが、35歳を超えると体外受精の成功率がぐっと下がるグラフを見たからです。この数字は今も変わりません。もちろん40歳を超えても自然に妊娠する人もいらっしゃいますし、そういった芸能人もたくさん報道されています。しかし、妊娠しないことはわざわざ報道されません。2年前に第一高校で非常勤講師をしていたときに、高校生たちに聞きましたが、その数字を自分事として捉えていません。自分だけは40歳になっても妊娠すると思っています。男性は何歳になっても子どもができると思っています。まず、今の子どもたちに、ちゃんとこの現実の数字を伝えるべきです。幾ら外見が若く見える人でも、体内の卵子や精子の質は実年齢とともに漏れなく老いること。妊娠には、自然妊娠にも体外受精にも卵子と精子の質が非常に重要であるということ、きちんと知識として伝える必要があります。前回の一般質問でも要望した学年に応じた性教育とともに、きちんとプロに教えてもらうことです。そうすれば、もっと早く知っていればよかったということだけは防げます。

また、産前産後のホルモンの影響により、心身の急激な変化が起こることも先に知っておく必要があります。妊娠中、緩やかに増加した女性ホルモンは、産後、急降下し、心身に明らかな変化が表れてきます。毛髪が抜ける、肌がかさつくなど、交通事故に遭ったときと同様程度の肉体的な変化とともに、落ち込んだり、涙もろくなったり、大好きだった旦那さんがいきなり敵に思えたりする人もいますなど、精神的にもかなり不安定になります。ホルモンの分泌は、自分ではコントロールできません。心身に起こる自然な変化と受け止め、独りで頑張ろうとせず、家族の理解と協力を求め、例えば週に一、二時間でも赤ちゃんを離れ、自分だけの時間、ママのお休み時間を持つことなどが本当に重要です。授乳が終わり、ホルモンが安定すれば、この心身の変化はなくなるのですから。これらを知らずに全て自分のせいにしてしまうと、産後鬱、産後クライシス、虐待などにつながります。このことは、出産前の御夫婦にはもちろん、子どもたちにも性別関係なく伝えるべきことです。お互いに協力し合え、夫婦仲が安定してこそ、もう一人子どもを産む余裕が生まれるのです。

2つ目に、これは今現在も婚活をしている方、体調が悪い方全てにお知らせしたいのですが、西洋医学だけでなく、東洋医学も利用することがとても重要だと思います。体を整えるためにはとても有効で、一流のアスリートたちも当たり前のように活用しています。西洋医学だけで不妊治療が成功していない方は、ぜひ選択肢の一つとして頭に入れておいてほしいです。不妊治療というのは、身体的、精神的、経済的に本当に負担が大きく、トリプルパンチです。できれば、これから子どもを望む人たちには、そんな治療はせずに妊娠してほしい。本巢市内にはいいところがたくさんあります。市の不妊治療の助成が、こちらにも使えるといいかと思えます。

最後、3つ目です。

3つ目は、現役の子どもたちの意見、子育て中の方々の意見をしっかり政策に取り入れることです。今の人たちが本当に何を望んでいるのか聞くべきです。子ども時代も、子育てする期間は本当に毎日があつという間で嵐のように過ぎ去り、過ぎ去ってしまえば、そのときの要望はもう過去のこととなるケースが高いです。例えば、小さな子どもの乳幼児健診、栄養士さんや保健師さんの指導は的確ではありますが、乳幼児健診がめちゃくちゃ楽しみという人に会ったことがありません。本来、乳幼児健診というものは、我が子がどれくらい成長するのか楽しみに、その成長を確認し、同じぐらいの月齢の子たちと集まれる楽しみな会であっていいくらいです。しかし、待ち時間は長いわ、子どもはぐずるわ、時に子育てには駄目出しされるわで、それはそれは苦難の3時間半です。コロナ禍では、さらに1メートル四方のマットの中からはみ出るなどと言われ、何の罰ゲームかと思いました。私の同級生で、子どもがもう大学生になっている子がいますが、その子が乳幼児健診、時間がなくて本当に大変だったということをしていました。20年前のママと今のママと、同じ不満を持っているのです。子どもたちもママも、わざわざ要望なんか言ってきません。ママたちの意見を届けると、そんなの誰が言っておるんや、何人言っておるんや、PTAに言え、自治体に言えという御意見、ごもっともなんです。今まではそうだったのかもしれませんが、今の子どもたち、ママたちにそんな仕組みはありません。言わないから駄目なんですか。言っても無駄だと思わ

せているのではないのでしょうか。今のままの少子化対策から脱却したいなら、今の人たち、これからの人たちが本当に何を求めているのか聞くべきです。そして、本巢市をより楽しんで生きる子どもたち、親たちを増やすことで、本当に本巢市が好きな人たちを増やし、自分が育った場所で自分も子育てがしたいからという思いで、子どもたちにも将来、本巢市を選んで住んでほしいです。

私のこの意見、この空間の中では少数派かもしれません。もしかしたら、何言っておるんやこいつと思った方すらいるかもしれません。でも、今もし、子育て中のママたち40人の中にあなたが1人いたら、そう考えているあなたの考えこそが少数派であるということは間違いありません。言葉が強くなってしまいましたが、とにかく少子化対策、子育て対策を考えるときは、今の若者のニーズ、今子育てをしている人の立場になって考えないと意味がないということを伝えたいのです。

子育て給付金がもらえたら、もちろんうれしいです。活用しないとやっていけない経済状況もあります。しかし、私たちは10万円欲しさに子どもを産むのではないのです。子どもが欲しくて子どもを産むんです。ぜひ、そういった視点でさらに新しい政策を考えていただきたいのですが、いかがでしょうか、再質問します。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

ただいま再質問をいただきました。

これはちょっと、私の思いということでお答えをさせていただきたいと思います。

今議員から、大きく3つに分けて御提案をいただいたわけでございますけれども、今後本当に危機的な少子化、対策を進める上で出生数を増やしていく、どういう事業を今後展開していくことが効果的であり、また効率的かといったことを検討する上で、先ほど御提案をいただいた事業、内容、こういったことを十分大いに参考とさせていただく中で、今後の対策を講じていきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

ありがとうございます。

こども家庭庁のホームページに行くと、今飛ぶと小倉大臣の動画がばーんと載っています。小倉大臣が子どもたち、若者にメッセージを言っています。「こども家庭庁は、子どもや若者の皆さんから直接意見を聞く仕組みや場をつくり、いただいた意見をしっかりと受け止めて、積極的に国の取組に反映させていきます。ぜひ皆さんの声を届けてください。皆さんの声を大切に、皆さんと一緒に考え、一緒に政策をつくっていく、そんなこども家庭庁にしていきます」。

ぜひ、この言葉の本巢市バージョンを子どもたちに言ってもらえたらうれしいなと思い、以上で

私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部君。

○10番（堀部好秀君）

不注意により携帯電話の音を鳴らしてしまいました。大変申し訳ありませんでした。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、暫時休憩をいたします。

ちょっと休憩時間が遅くなりましたけど、15分休憩します。45分から再開します。

午前10時27分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議席番号6番 高橋勇樹君が早退されましたので、御報告いたします。

現在の出席議員数は14人であり、定足数に達しております。

続いて、3番 飯尾龍也君の発言を許します。

飯尾君。

○3番（飯尾龍也君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初、児童・生徒の問題行動・不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査結果の国の概要をちょっとお話しして、質問させていただきます。

まずこの令和3年度の児童・生徒の問題行動の調査結果がありまして、国の概要、いじめ、暴力行為、長期欠席、不登校、中途退学、自殺等ございまして、まずいじめのことから概観ですが質問の内容に参ります。

まず、令和3年度で小・中・高及び特別支援学校におけるいじめの認知件数が61万5,351件、前年度51万7,163件であり、前年度に比べて9万8,188件、過去19%増加で、児童・生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件、前年度は39.7件という形で大幅な増となっております。これもなぜかといいますと、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響が続き、また感染予防しながらの生活となりましたが、部活動や学校行事などの様々な活動が徐々に再開されて接触機会が増加するとともに、またいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことをいじめの認知件数が増加したというふうにくくっております。また、年度末のいじめの解消状況についてでございますが、49万3,154件、80.1%となり、早期発見・早期対応ができた件数が多くなっておるのも重要なポイントであります。

また、小・中・高における暴力行為の発生件数は7万6,441件、前年度6万6,201件で、前年度から1万240件、15.5%増加です。児童・生徒1,000人当たり発生件数は6.0件、前年度5.1件、これは全校種で、小・中なんですけれども、減少は見られておりますが、小学校・中学校においては増加となっております。これもどのような関係があるかという分析結果としては、小・中・高では新型コロナウイルスの感染症の影響からストレスを抱える児童・生徒が増えたことが暴力行為の発生件数の増加の一因とくくっております。

また、長期欠席、新型コロナウイルスによる影響を踏まえて、令和2年度同様に児童・生徒指導要録の欠席日数欄、出席停止・忌引等の日数欄の合計の日数が年度間で30日以上登校しなかった児童・生徒の調査におきますと、児童数、小学校におきましては4万2,963人、前年度1万4,238人、中学校においては1万6,353人、前年度6,667人と大幅な増加となっております。そのうちの長期欠席における小・中における不登校は24万4,940人、前年度19万6,127人、前年度から4万8,813人と、24.9%増で、在籍児童・生徒に占める不登校児童の割合が2.6%、前年度2%と、やはり多くなっている傾向がございます。

過去5年間の傾向としまして、小学校、平成28年度0.5%のものが令和3年度では1.3%、中学校においては平成28年度3%が令和3年度では5%と増、不登校児童・生徒の63.7%に当たる15万6,009人の児童・生徒が学校内外の機関で相談・指導を受けている状況でございます。また、不登校児童・生徒数が9年連続で増加、55%の不登校児童が90日以上欠席している、こういう状況でございます。

また、自殺等も小・中・高の報告があった中で、児童・生徒が368人、前年度に対して415人、これは過去最多であったんですけど、昨年度よりは減少しまして、小・中学生はちょっと増加していると。このようなことで、児童・生徒の自殺が後を絶たないということは非常に悲しいなという思いもございます。

こういう結果に対して、文部科学省におかれては共通施策として、個々の児童・生徒の状況に応じた必要な支援やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、また関係機関との連携により教育相談体制の充実を推進し、また未然防止、早期発見・早期対応の取組や家庭、地域社会の理解で地域ぐるみで取組を推進する。また、いじめについては、いじめ対策推進法の定義に基づいていじめの認知と組織的対応を徹底し、また管理職はじめ全ての教職員に周知を図ると。自殺については、児童・生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめを踏まえて、SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育や教職に対する普及・啓発活動を実施するということになっております。

また、この中で私は非常に問題だと思ったのは、暴力行為なんですね。これは暴力行為というのは軽微なものもありますけど、生徒間の暴力、器物損壊、中学校においても生徒間の暴力、器物損壊というのが多うございます。また、これが小学校のときはそこそ一定数の数であるんですけど、中1になりますとぐんと伸びまして、令和3年度現在で小学校の6年生辺りを見ますと5,814件が、中1になりますと1万668件でうんと上がり、また右肩下がりになっていく状況があります。岐阜

県におきまして、これが1,000人当たりの暴力行為がトップ5に入るんですね。新潟県が1番で、その次が鳥取県、1,000人当たり13.5人、13.2人、次が青森県、その次に岐阜県が10.7件。一番少ない県でいいますと、愛媛県は1,000人当たり0.4件、隣の福井県だと0.8件。これはどういう状況かなという思いもありまして、この問題についてちょっとお伺いします。

これを基にしまして、本巢市においてはどのような調査結果がございますか。お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市における問題行動の調査結果についてお答えします。

令和3年度の全国のいじめ、暴力行為等の問題行動発生件数は、小学校で54万8,700件、1,000人当たりの発生率は8.8人であるのに対し、本巢市の件数は172件で発生率は9.8人となっており、全国よりやや多い結果となっています。中学校では、全国で12万2,387件、発生率は3.8人であるのに対し、本巢市の件数は41件で発生率は3.9人となっており、全国とほぼ同じ結果となっています。

本市の特徴といたしましては、問題行動のうち、いじめについては小学校、中学校ともに認知件数は全国よりもかなり少ない傾向にあります。意識調査においても、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますかの問いに、そう思うと回答した割合は、小学校は全国の83.9%に対し本市は約10%高い93.6%、中学校は全国82.6%に対して本市は約5%高い87.1%であり、小学校は全国1位、中学校は全国3位というよい状況でした。本巢市の児童・生徒はいじめを許さないという意識が顕著に高く、このことによりいじめの件数も少なく、今までの教育の成果が見られてきたと考察できます。

それに対し、暴力行為に着目しますと、小学校、中学校ともに発生件数は全国よりも多い傾向にあります。この原因につきましては、同じ子どもが何度もその行為を繰り返す傾向があること、友達がたたいたなど、どんな小さな行為も暴力行為とみなし見逃さずに指導し、全て報告したことによるものであると捉えています。また、児童・生徒の状況から、欲求不満や愛情不足によるもの、さらには自分の思いをきちんと言葉でうまく表現できない弱さもあるのではないかと捉えており、言葉の力や表現力の育成も大切であると分析しています。

また、問題行動の大きな特徴は、全国、本市ともに小学校における暴力行為の件数が著しく増加してきていることです。小学校での問題行動がそのまま中学校に引きずられる傾向もあり、特に小学校における生徒指導の重要性を感じています。

問題行動の要因は、子どもの背景にある家庭環境、人間関係、愛情不足、不満や不安など様々であるため、一人一人の子どもの困り感に寄り添うとともに、誰もが必要とされている大切な存在であるという安心感を与えてまいります。そして、その子のよさや値打ちを認め、自信や誇りに結びつけていく教育を推進してまいります。さらに、全ての問題行動は乳幼児期からの連続性の上で生じていることを踏まえ、本巢市の特色を生かして幼児教育、幼児期からの家庭教育を充実させ、

幼稚園、小学校、中学校、一貫して一人一人の子どもを育てていく体制をさらに強化してまいります。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○3番（飯尾龍也君）

本市においてはいじめの認識等少ないということ聞きまして、大変ほっとしております。というのも、やっぱりいじめというのは非常にセンシティブなもので、私自身も小学校のときいじめに遭いました。またそれがもとで、やっぱりずっとそのときのトラウマで覚えておりますし、45年ぐらいたちますけど。でも、私が発した小学校のときの言葉で、10年前同窓会をやって、女の子に言われたんですね、僕に何か言われたって。言った当人は全然分かっていないですよ。でもやっぱりその子は傷ついて、それこそ40年近く思っている。だから、こういう非常にセンシティブな問題ですから、やっぱり言葉って大事だなと思いましたが、それ以降、本当に言葉に対しては非常に人に対しての接し方を常に考えてしゃべるようにしております。しっかり私が今こうやってしゃべっていても大丈夫かなという思いもありますけど、やはり議会というのは言論の府でございまして、こういうことを非常に大事だということを、子どもたちにぜひとも言葉の大切さ、それによってコミュニケーション能力等が上がって社会に適應できると思いますので、そういうのを発言できないもので暴力行為に遭ったりいじめ等に遭ったりするのかという子どもの思いを代弁して、そういう感じでこういう結果を思っております。

実際、教育現場、また教育委員会として、もし事案があった場合、個々にいろいろあるとは思いますが、どのような対応をされておりますか。よろしくをお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

2つ目の質問です。ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

問題行動等の対応についてお答えします。

生徒指導は、児童・生徒が社会の中で自分らしくよりよく生きる自分へ自ら成長する過程を支える教育活動です。ですから、生徒指導は、児童・生徒の問題行動に対して行う指導から、先手を打って全ての児童・生徒の成長、発達を支える指導がまずもって重要となります。この生徒指導の根幹は、子ども自身が自分のよさや可能性に気づき伸ばすと同時に、社会生活で必要となる力を身につけていくことにあります。そのためには、生きるエネルギーとなる自尊感情を育むこと、そして自らの行動を決断し、実行する自己指導力を身につけることが最も大切です。

各学校において、その力を身につけるために、全教育活動を通して次の4つの支援を進めています。1点目は自己存在感を甘受する配慮です。一人一人をかけがえのない存在として捉え、個性や独自性を大切にしています。2点目は共感的な人間関係の育成です。学級経営を中核に、相手の立

場に立って考え行動できる人間関係を学級内外に築いています。3点目は自己決定の場の提供です。自ら考え、選択し、決定する経験が得られる機会を意図的に設定しています。4点目は安全・安心な風土の醸成です。互いの違いや多様性を認め合い、居心地のよい教室、学校をつくり出しています。

生徒指導上の課題に対しましては、教職員が一体となって未然防止や早期発見・早期対応の取組や家庭、地域社会等の協力を得た取組を推進するほか、教育委員会や関係機関と連携して対応しています。特に問題行動に対しては、その問題に対して正義を貫き毅然と向き合うこと、そして早期に、かつ全校体制による組織的な対応が重要な鍵となります。学校では、問題発生時の対応はもとより、早期解決のために正確な事実確認を複数の教職員で行い、それを基に校長の方針を明確にして組織的に対応を進めます。いじめ等は、関係児童・生徒と保護者を交えて、その日のうちに解決に向けて動き出しています。

問題行動が継続する場合には、当事者やその保護者への指導はもちろん、学級会や学年集会での話し合い、さらには保護者説明会、学校運営協議会などでの協力依頼等を進めています。重大案件と考えられるケースについては、教育委員会によるサポート体制を構築し、学校へ出向き指導・助言を継続的に実施するとともに、県教育委員会の暴力行為防止支援員やスクールカウンセラーの派遣も行っています。この際、問題行動を起こした子どもを困った子と捉えるのではなく、当の本人が最も困っている子として捉え、きちんと正対し、愛情と正義を持って粘り強く指導し切ることが重要です。

市内において一部の生徒の問題行動に奮闘している学校がありますが、教育委員会といたしましても、教職員が一致団結して当該生徒ときちんと向き合い、自ら目標を持って日々を過ごし、価値ある生き方に導くことができるよう支援をしております。また、保護者や地域の協力をいただき、解決に向けて共に歩んでいるところです。今後、いかなる問題行動が発生しようとも、その要因は生育歴や環境などにあり、その行動を愛を探し求める子どもたちの悲しい訴えと捉え、子どもは必ず変わる、成長すると信じて指導するとともに、一生懸命頑張っている他の生徒たちのためにも、決して諦めることなく、誰もが安心して学ぶことができる学校をつくり上げていきたいと考えております。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○3番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。本当に教育長さんの思いはしっかり受け止めました。やっぱり一人一人、誰一人取り残さないという思いが伝わると思うんですね。暴力にしる、いじめにしる、それは子ども自身のSOSだと僕は認識しております。

私も今、毎日見守りで、学校へ登校の付き添いで行っておりますけど、お姉ちゃんとけんかしたからといってぐずぐずして1人歩いてきて、でもその子にはそういう状況で、その子に寄り添った

形で学校へ話をしながら何かしゃべりたいし、こんな思いもあるしという形で一緒に寄り添うことで、1年学年が上がってまた2学年になるとしっかりしゃんとして、2年生だからしっかりしなくちゃ、お姉さんだしという思いでどんどん変わっていくんですね。やっぱり子どもって、ある一定期間しっかり温かく守っていく時期でありますし、しっかり子どものSOSを大人が受け止めて対処することが大事ですし、それが子どもの権利だと僕は思っております。ぜひとも、子どもの権利条約は国連で日本が一番遅く批准したんですけど、ぜひそういうこと、教育も含めまして、あと学習支援等も本巢市においてはいいですから、他の市町村ございますので、そういう形でアウトリーチ型の、外からぜひサポートできればなという思いもありまして、非常にいい御回答をいただきましてありがとうございます。

続きまして、多面的機能支払交付金事業について問題提起させていただきます。

多面的機能支払交付金というのは平成26年度より始まりまして、要するに農林水産省の担い手を育成すると同時に、収益化、大型化という形でどんどんどんどんやっていくんですけども、やっぱり大規模化するに従って農業就業人数は減ってきます。それに伴いまして、面積は広がったけど農地の保全はできない、用水の補修、また草刈り等は全く人が出てこないというわけで、地域ぐるみでという形で多面的機能支払交付金というのが設立されました。それは資源環境、社会、経済という形でやっているわけなんですけど、このお金が本市においては恐らく1億円ぐらいあるんですね。それは地域ごとの環境保全協議会等に配付されてその地域で草刈り、また用水路等補修等をやっているんですが、その中で一部の協議会の人から伺ったのは、あまりにも施行箇所がブラックボックス化していないか、ただ工事業者に年度を繰り越してある一定の予算が積んで施工しているというお声が聞こえたもんですから、そうなのか、そういうことで、じゃあ私も調べていろいろやっていると、実際本当に中小農家の方の用水路の補修等が後回しになって、大きな工事でごっそり任せればそれでやった結果という形でやっている事例をちょっと拝見しましたので、これはちょっと問題があるなど。それこそまた協議会なんかでの事務方の役員等の報酬等も様々だとお伺いしましたので、これはちょっと、そういう使われようで難しいなという思いと、あとまた中山間地におきましては全く耕作放棄地で、そういう事業に環境保全協議会もつくることはできないという状況がございます。これが本当に中山間地で広がっていくと、耕作放棄地の荒れ放題の田んぼがいっぱいできてきて、本当にどうしたらいいんだろうという形がこれから生まれてくると思うんですね。それにつきましてぜひともお伺いしたいのは、本市において今中間評価、国においてはあったんですが、本市においての中間評価はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

多面的機能の中間評価についてお答えします。

本交付金の中間評価とは、国において交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映するこ

とを目的に実施するものであり、令和元年度の施策の見直しから3年が経過したことから、実施状況、統計データ等による定量的評価とアンケート調査等による定性的評価を組み合わせ、中間評価として取りまとめられております。

国の評価としましては、対象組織のアンケート調査から、非農業者や非農業団体が本交付金の活動やその他の地域活動に参加するきっかけとしてかなり役立っていると回答した組織が全体の76%を占めるなど、本交付金による取組が地域の資源と環境、社会、経済といった観点から効果を発現されているとともに、地域コミュニティの強化や地域農業の構造改革の後押しに貢献しているものと評価しております。

本市においても、各活動組織の自己評価によると、用水路の目地修繕による農業用施設の機能の維持・増進や地域住民全員参加によるクリーン活動、非農業者も参加しての除草作業による地域コミュニティの維持・強化であったり、水路や道路の泥上げなどの適切な管理による構造改革の後押し等、地域農業への貢献に寄与していることから、本交付金への理解が示されているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○3番（飯尾龍也君）

しっかり、組織全体では76%がかなり役立っているという御回答がございまして、そうなんだろうという思いもありますけど、多分行政のほうでは施工箇所等は全部把握しておられると思いますけれども、やっぱり幹線用水路等が全く目地補修がしていないという状況も目にするものですから、確かに現場、地元でやってくださいよと交付金が出るんですけど、まず幹線の用水路、河川等を重点的に、その後に枝葉の用水路を補修すると、そういうアドバイス等もあつたらより効果的に運用できるのかなという思いもあまして、実際運用交付金をいただいて、現場においてどのような問題があり、またそれをどのように改善されているのかお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

これ2番かな。

○3番（飯尾龍也君）

はい。

○議長（大西徳三郎君）

2番の具体的な問題改善策はということで、ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、具体的な問題改善策についてお答えします。

本交付金の取組推進に関する主な課題としましては、人口減少や高齢化に伴う事務作業や活動継

続の困難化、リーダー不足、市の負担増大、オンライン申請の抵抗感、制度の複雑化などが上げられます。そうしたことから活動組織が減少傾向となっており、本市においても制度創設時には39組織が活用していましたが、令和4年度は26組織と減少しております。

改善策としては、活動組織の広域化を検討しております。活動組織の広域化を推進することで、単独では地域資源の保全・管理が難しくなった集落を取り込み、集落間連携により活動を継続することが可能となることや、事務作業を事務局に集約することで各集落の事務作業の負担を減少することができます。また、取組集落が新たに活動を開始したい場合、広域活動組織に取り組むことで、単独で設立する場合に比べ、設立や申請に係る手続等も労力が少なく済みます。

本市においても広域化の実現に向けて検討を進めてまいりましたが、既存組織を対象とした過去の意向調査結果から、広域化を望まず、現状のままの活動、事務運営を希望している組織も多くあり、また広域化には地元のリーダー不足、事務局の設立や事務員の確保、事務局に関する運営経費など課題が多いため、今後は事務局の設立に係る検討やシステム化など、活動組織の負担軽減を図るための方策を引き続き検討してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○3番（飯尾龍也君）

やっぱり活動組織が最初は39あったのが26という形で減少している。やっぱり労力負担というよりは事務方の面倒くさいという形で、高齢になってくるとお金にしろどのようにやっていくかというものはあるのかなという思いがあるものですから、広域化、結構ですよ。そこでリーダー不足というよりも担い手、また中小農家の方を募った形の新しい活動形態というのも考えられますが、それをやっぱりいろんな本巣地域、糸貫地域、真正地域でつくって、そこで補完するようなコアな活動体をつくってやるというのはいかがでしょう。再質問で、すみません。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

ただいまの再質問のほうですけれども、各中小組織、要は各地域ごとの組織を取り組んでみたらどうかという御質問かと思えますけど、本市におきましては先ほども申し上げましたとおり、広域化に向けて事務局、この活動組織については広域化をちょっと進めているいろいろな検討をしております。各個別の地域につきましてもできないかということで検討を進めておりましたけれども、やはり先ほど申しましたとおり地元のリーダー不足、あと事務局の確保等が非常に難しいということで、こちらも踏まえて今後検討していきたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○3番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。やっぱり耕作放棄地なんかは本当に大変なんですよね。私も今請け負っていますけど、どうしたらいいかなという思いもありますし、高齢化の地域ですからこれは何とかしてもらいたいなという思いもありましてこの問題を上げさせていただきました。地域だけに任せずに、本市全体でトータルに考えてぜひ前向きにやっていただきたいと思ひまして、3番目の質問に入らせていただきます。

まず3番目の特別交付税なんですけど、交付税に2つございまして、普通の交付税、地方交付税と特別交付税。これに関してある論文を読んでなかなかこういうものがあるんだなと思って読みまして、それがとても恣意的で作為的な総務省の特別交付税なんだなという思いもありまして、この質問に入らせていただきます。

特別交付税は地域医療、地域交通の形でいろいろな項目がございまして、それに対して国から交付税をいただくという形となっておりますが、これについて、まず本市の特別交付税の内訳はどのようなものかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋君。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、御質問についてお答えさせていただきます。

特別交付税は、主に普通交付税で捕捉されていなかった財政需要や災害など、特別な事情に対して交付される地方交付税でございます。算定につきましては、特別交付税に関する省令というものがございまして、定められた事項に該当する経費のうち、市が一般財源の額を基礎として算定されております。

議員が申されます地域交通に係るものとしては、具体的には樽見鉄道株式会社の施設整備への補助金など地域鉄道支援に要する経費や、岐阜乗合自動車（株）が運行する大野穂積線の路線維持補助金など地方バス路線の運行維持に要する経費が該当をしております。また、地域医療につきましては本市の特別交付税の対象事業となっておりますので、よろしく申し上げます。

そのほかに特別交付税としましては、地域おこし協力隊の報償費や活動費など地域おこし協力隊員の設置等に要する経費や、生徒の通学定期補助金など遠距離通学対策に要する経費などに該当する事項の経費について、特別交付税の対象事業として報告しております。そういった全ての報告事項のうち令和3年度で決算額では、本市において約3億3,000万円ほどの特別交付税を受けているところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○3番（飯尾龍也君）

そうですね、特別交付税は災害等、また洪水等に遭った、もしものときという形で多分予算枠があるんだなと。これが6%ございまして、その中で本年度、今度新しい原油高騰対策生活者また事業者支援という形の項目が新しく入っております。そういうものをやっぱり積極的に、特別交付税ですからいろんな項目がございまして、取っていくのはどうかなという思いもありましてあえてこの特別交付税についてお伺いしました。

実際、第2になるんですけど、原油高騰対策の生活者・事業者支援等はございますか。

○議長（大西徳三郎君）

2番目の質問です。ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋君。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、御質問に対してお答えさせていただきます。

原油高騰対策生活者・事業者支援でございますが、特別交付税のメニューの省令に、生活困窮者への灯油購入助成費や農林業者に対する燃油燃料高騰分の助成等が対象事業としてございますが、本市におきましては、本年度の国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、原油価格高騰による生活者や事業者への支援を行っているところでございます。

なお、今年度における取組を一部紹介させていただきますが、原油価格高騰対策としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としまして、4月に1億993万円の交付限度額が示されたコロナ禍における原油価格高騰・物価高騰対応分を活用して、18歳以下の児童1人当たり2万円を支給する子育て世帯応援給付金給付事業を6月補正予算にて計上しております。また、9月に9,307万2,000円の交付限度額が示されました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して、同じく18歳以下の児童1人当たり2万円を支給する電力等価格高騰子育て世帯応援給付事業を、また11月の臨時議会における補正予算に計上し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における活用方法の制限のある交付金を活用して原油価格高騰等に伴う子育て世帯への支援を行っているところでございます。

また、この臨時交付金を活用し、市内の事業者の事業活動の継続と市内経済の活性化を図るため、事業者サポート補助金の交付事業により市内事業者の支援、さらに小・中学校児童・生徒の保護者を支援するために、9月から3月までの学校給食費免除の実施や、感染症と燃料費高騰の両面から影響を受けている樽見鉄道株式会社を支援しつつ、商品券事業による市域内での消費喚起を目的として、樽見鉄道株式会社のイベント列車や1日乗車券と2,000円分のもとまる商品券をセット販売する事業費を補正予算で計上し、家計や事業者の支援に対応しているところでございます。

また、国の施策としまして、電力価格等高騰による負担増を踏まえ、家計への影響の大きい低所得世帯に対して、1世帯当たり5万円を給付する電力等価格高騰緊急支援給付金給付事業や、食料品の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業による支援が行われています。

さらに県におきましても、事業者に対する相談窓口や融資制度、支援制度などに加えまして、18歳までの子どもを養育する子育て世帯のうち、主たる生計者の所得水準が一定以下の世帯に対して、1世帯当たり1万5,000円を支給する子育て世帯負担軽減給付金事業による支援が行われております。

議員が申されます生活困窮者等への灯油購入助成費や農林業者に対する燃油燃料の高騰分の助成といった特別交付税の対象となる事業は、先ほど御説明させていただきましたが、国庫補助金等で活用して、新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰等に伴う生活支援、事業者支援により対応しているところでございます。

今後は、新たな支援策を検討する際には、財源の確保の一つとしまして特別交付税の活用にしなくても内容等確認しまして、検討してまいりたいと考えております。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○3番（飯尾龍也君）

もう一つは、実際2019年なんですけど、特別交付税の要望額に対しての交付率、岐阜県は9.1%でしたかね、9%です。それに対して秋田県は58%ですね。そのほかいろんな数字があるんですけど、広島は岸田総理のところは7%ぐらいですかね。という形で、結局これは総務省の強みでそういう差配が行われている。やっぱり地方議員からしっかり声を出して取りに行かないと、これはもらえないのかなという思いもありまして、その立場としての市議会議員として、今後国のほうにもぜひ、本来なら国が地方に代わって配っている交付税ですから、それをしっかり地方の要望等を携えて今後も、先日も同僚議員と参りましたが、ぜひとも地方の声を上げて行政の声も届けたいなという思いもありまして、本日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、4番 片岡孝一君の発言を許します。

片岡君。

○4番（片岡孝一君）

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って議席番号4番 片岡孝一より、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。まだまだコロナが落ち着いてきませんので、このときに必要だと思われる一般質問を、できるだけ時間短縮して、大きく分けて2つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問をさせていただきますが、市民の安全確保について。

御存じの方もおられると思いますが、昨年6月28日に千葉県八街市で下校途中の小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、児童5人が死傷するという大変痛ましい事故が起きました。菅総理は総理大臣官邸で昨年8月4日、第2回交通安全対策に関する関係閣僚会議を開催され、通学路における交通安全の確保と飲酒運転の根絶を柱とする緊急対策を取りまとめたと発言されました。

全国では通学路で事故が発生してから安全対策を再度検討されていますが、事故が起きてからでは遅いので、事故が起きる前に事前に随時子どもたちや本巢市民の安全対策をするために、1項目め、道路や歩道の安全確認をするための本巢市の現在の取組は。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

道路や歩道の安全確認をするための本巢市の現在の取組についてお答えします。

本市では、建設課の職員が週1回、道路維持業務委託業者が月2回、地域ごとに道路パトロールを実施し、道路や歩道等の安全確認を実施しております。また、総合的な交通事故抑止対策を講じることが目的として、交通危険箇所共同点検を警察、国県道及び市道の道路管理者、交通安全協会等関係機関が連携して、年1回現場点検を実施しております。さらに、自治会長からの要望や苦情、市民の方々からの情報提供等により、危険と判断された場合は早急に対応しております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○4番（片岡孝一君）

安全確認と危険と判断された場合に早急の対応をしてくださり、市民のために本当にありがとうございます。

2項目め、交通量の多い通学路においては、通学路の点検と横断歩道、カーブミラー、信号機設置等の安全確認、安全対策は随時されていますか。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原君。

○総務部長（原 誠君）

それでは、通学路の点検や安全確認、安全対策につきましてお答えをさせていただきます。

本市では、学校教育課が中心となりまして、道路管理者である建設課、交通安全担当の総務課とともに通学路改善会議を開催しております。この会議では、事前に地元自治会から各小・中・義学校を通じて提出された交通安全上危険と思われる箇所に関する交通安全施設等の設置要望を受けまして、箇所ごとにより有効な安全対策の検討を行い、路面上の対策やガードパイプなどの設置につきましては道路管理者である建設課において、またカーブミラーや交通安全標識等の設置につきましては総務課において対策を実施し、通学路の安全の確保のためその改善を図っております。

このほか信号機や横断歩道、一旦停止などの交通規制等の要望に関する特に危険な箇所につきましては、市職員のほか、要望された地元自治会長や北方警察署員を交え、現地の合同点検を実施しまして、課題の洗い出し等整理を行った上で、総務課から北方警察署へ要望いたしまして、要望内

容の確認後、岐阜県公安委員会への上申の手続が行われ、設置の可否が判断されます。

また、これら各種交通安全施設の日常的な点検といたしましては、職員の外出時の施設確認や、毎月実施しております交通安全巡視のほか、随時地元自治会からの改善要望をいただきながら、交通安全対策の実施に努めているところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○4番（片岡孝一君）

通学路改善会議を開催していただき、交通安全巡視や交通安全対策の実施に努めていただき、誠にありがとうございます。

3項目め、道路が狭く危険な場所とか抜け道等、車のスピードを出されるところに「通学路」とか「スピードを落とせ」等看板を立ててもらったり、道路に「通学路注意」とか「スクールゾーン」とか書いてもらうことはできますでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

狭く危険な場所や通学路など、減速等の看板を立てたり、道路にスクールゾーンと書くことはできるのかについてお答えします。

これらの対策につきましても、通学路につきましてもは学校教育課、総務課、建設課の3課合同で実施される通学路改善会議の中で検討、改善を実施しており、本年度においても全体で95件の要望がございます。なお、道路管理者において、ガードパイプや転落防止柵、カラー舗装、スクールゾーンの路面標示、あと舗装補修、歩道整備など通学路改善箇所は、岐阜土木事務所の施工区分も含めまして令和元年度で18か所、令和2年度で14か所、令和3年度で12か所実施しております。また、通学路以外の場所につきましても、地元から要望書が提出され、担当課が実施すべきと判断した場合には、予算の範囲内でできる限り実施をしております。今後も引き続き市民の安全対策を実施していきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○4番（片岡孝一君）

市民から多くの要望を出していただきながら検討していただき、本当にどうもありがとうございます。今後も引き続き市民の安全対策を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

できればお願いしたいと思ひ、要望をいたしますが、私は毎日、子どもたちの安全のために見守りをしながら挨拶運動をしていますが、真桑小学校の東側の古墳公園通りを横断するとき、交差点

から少し離れた待機場所のところに歩行者用の手押し信号がついており、歩いて渡る方は信号機のボタンを押して渡られますが、自転車の方はわざわざ自転車から降りて、自転車を押しながら歩いて信号機のところまで来られず、車と同じように一旦停止をして左右確認してそのまま自転車で横断されます。左角に家があるために左側が見づらく、右・左・右を見て自転車で渡るとき、左から急いで来る車にぶつかりそうになったことが何度もあります。本来、交差点に歩行者用の手押し信号があれば、自転車の方も歩行者用の手押し信号を押して車を止めて確認してから渡られると思いますが、現在の状況だと自転車を降りて歩いてそこまで行かないと歩行者信号を押せないのです。そこまでされる方は本当に少ないのが現状です。万が一事故があつてからでは遅いので、すぐには難しいと思いますが、交差点のそばに歩行者手押し信号をずらして設置していただくか、車がスピードを出さないように、子どもたちの安全のためにも道路に「通学路注意」とか「スクールゾーン」とか書いてくださるとありがたいです。

また、真桑小学校の北側の東西の道路ですが、結構子どもたちが一番通る道路ですけれども、時速30キロの速度制限を行っていただいたり、東側と北側に行く道路には歩道にガードレールがあり安全ですが、西側に行く道には歩道にガードレールがなく、田んぼから草が歩道にはみ出ている、子どもたちもその草を避けて道路際を歩いて渡っております。子どもたちの安全対策のためにも、通路側の草刈りをしていただき、今後も自治会やPTAと協力して、子どもたちの目線で通学路の安全対策に取り組んでくださいますよう、よろしく願いいたします。

2つ目の質問をさせていただきますが、健康増進のまちづくりについて。

少子高齢化が進んでいく中、地域の担い手である住民が健康維持や社会参加するために仕組みづくりを支援し、自分たちの手で地域を活性化できるようにするために、1項目め、高齢者や障がい者の健康意識を高め、運動習慣を身につけるための本巣市の現在の取組は。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

高齢者や障がい者が健康で充実した社会生活を送るためには、自分の健康は自分で守るという意識の下、全ての市民が日頃の生活におきまして健康管理や健康増進に努めることが重要であると言えます。運動習慣を身につけ、自主的に健康づくりに取り組むことで、介護状態に陥らず健康的な生活を継続していただくため、グラウンドゴルフ、ゲートボールなどの軽スポーツを実施する本巣市老人クラブの健康づくり活動に対しまして、また障がい者スポーツに参加する本巣市身体障害者福祉協会本巣支部に対しまして、それぞれ補助金を交付する形で支援を行っており、運動習慣の奨励に努めております。

また、人生100年時代という言葉をよく耳にするようになりましたが、単に長く生きるのではな

く、元気に長く生きる、いわゆる健康寿命を延ばすことが大切であることから、本市では平成31年度から、岐阜県の清流の国ぎふ健康・スポーツポイント事業と連携し、19歳以上の市民を対象とする本市の健康ポイント事業といたしまして、本市が実施する健康に関する事業のうち、各種健康診査やがん検診のみならず、ウォーキング・スポーツイベントなどの健康増進や体力づくり事業、介護予防教室など対象事業の参加者に健康ポイントを付与し、ポイント達成者には抽選で健康グッズを贈呈する事業を実施しており、市民一人一人が生涯現役としていつまでも元気に活躍できるよう、自主的で積極的な健康づくりやスポーツへの取組を応援しているところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○4番（片岡孝一君）

市民がポイントを集めながら、楽しみながら健康づくりに主体的に自主的にできるということは本当にすばらしいな、そういった市民一人一人の自主的で積極的な健康づくりやスポーツへの取組を応援していただき、本当にありがとうございます。

2項目め、脳を元気にする教室、体を元気にする教室の取組の現状と成果は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

認知症予防に必要な知識を学びながら、楽しいレクリエーション活動などを通じて認知機能の維持・向上を目指すことを目的として、平成29年度から脳を元気にする教室を、また自ら介護予防に取り組み、介護状態になることを防ぐことを目的として、平成30年度からは体を元気にする教室を開催しております。

現在のところ、それぞれの教室は月に2回ずつ開催しており、令和3年度の実参加人数につきましては、コロナ禍ではございましたが脳を元気にする教室では84人、体を元気にする教室では46人の参加がございました。

なお、4月、10月、3月の年に3回、脳を元気にする教室では認知機能テスト、体を元気にする教室では体力測定を実施しており、数値により向上、継続、低下の判定がなされ、教室参加者はおおむね向上、継続の判定者が多く、認知機能や体力の向上に一定の効果があることを確認していることから、今後も継続して教室の開催に努めてまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○4番（片岡孝一君）

認知機能の維持・向上を目指すことを目的とした脳を元気にする教室や、介護状態になることを防ぐために体を元気にする教室を開催していただき、ありがとうございます。

3項目め、健康増進のまちづくりのために、今後の対策と予定は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

令和元年5月に公布されました医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、高齢者の保健事業を実施するに当たっては、保健事業と介護予防などの地域支援事業を一体的に実施することが定められ、国保連合会が管理する国保データベースシステム、通称KDBシステムでございますが、を活用した健康課題の分析や対象者の把握を行うこととされております。

本市といたしましては、来年度からこの事業に取り組む計画をしており、ぎふすこやか健診受診者に対する糖尿病の重症化予防の取組やKDBシステムなどを活用し、保健、医療、介護の情報連携による健康状態不明者の把握、また各地域で実施しております転倒予防教室の参加者に質問票の記入を依頼し、その結果を基に、低栄養や筋肉低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援を保健師や管理栄養士などの医療専門職が行い、フレイル状態の把握に努めていくものでございます。

また、ハイリスクがある人には個別で支援を行うなど、保健、医療、介護の分野で多面的な介入、アプローチにより連携を図ることで、高齢者がフレイル状態にならないよう健康増進のまちづくりに努めてまいります。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

新潟県見附市のサイトに出ていますが、見附市における健康づくり教室運動継続者1人当たりの年間医療費の推移ですが、2年以上の人は年間平均10万円医療費が安くなっています。また、体力年齢の変化ですが、30か月後、平均年齢68.3歳ですが、体力年齢は53歳で、約15歳の若返り効果が見られたそうです。ですから、本県市民の安全・安心のためにも子どもたちの未来のためにも、今後も脳を元気にする教室や介護状態になることを防ぐためにも、体を元気にする教室をアピールしながら、より多くの本県市民の高齢者の方々に参加していただき、今後も健康促進のまちづくりに努めていただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

12月20日火曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時53分 散会